

役員報酬規程第2条第3項の規定に基づく理事長が定める役員報酬の額等に関する規定

第1条 役員報酬規程第2条第3項の規定による理事長が別に定める額は1,104万円とする。

第2条 月の途中の役員就任、退任又は死亡に伴う報酬の支給方法、支払日等については、職員給与規程を準用する。

附則

この規定は、平成15年6月10日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附則（平成16年4月1日一部改正）

附則（平成19年4月1日一部改正）

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。